

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
4月11日
(火曜日)

目 次

○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………



山口県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	

事項の解職の請求	知事の解職の請求	副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	県議会の議員の解職の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求				
地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第七十六条第一項	地方自治法第七十五条第一項				
				上野市選挙区 周防大田選挙区 山陽小野田選挙区 美祿市選挙区 柳井市選挙区 長門市選挙区 光市選挙区 岩国市選挙区 下松市選挙区 防府市選挙区 山口市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区	下関市選挙区 宇部市選挙区 関市選挙区 山口市選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周防大田選挙区 上野市選挙区
				二四〇、六七一	二四〇、六七一	二二、五〇八				

二四〇、六七一

令和五年四月十一日
発行

発行人

山口県知事